

(中間前金払から既済部分払に変更する場合)

工事請負変更契約書

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、平成 年 月 日付けで締結した頭書工事に係る請負契約書 (以下「原契約書」という。)
の一部を変更する契約を次のように締結する。

(中間前金払の変更)

第1条 原契約書の第37条を削る。

(部分払回数の変更)

第2条 原契約書第38条中「回」を「回」に改める。

(債務負担行為に契約の中間前金払の特則の変更)

第3条 原契約書の第42条を削る。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則の変更)

第4条 原契約書の第43条を次のように改める。

第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を越えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額 (以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(A)

部分払金の額 請負代金相当額 \times 9 / 10

- (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)

- {請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}

\times 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 対馬市厳原町国分1441番地
対馬市長

印

請負者

印